

大野城市共同住宅における各戸検針等実施規程

平成19年12月25日企管規程第5号

改正

平成20年3月13日企管規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、大野城市水道事業給水条例(平成9年条例第14号。以下「条例」という。)の規定に基づく共同住宅の貯水槽以下装置へのメーター又は集中検針装置の設置並びに当該共同住宅の貯水槽以下装置により給水を受ける場合において、条例第23条、第24条及び第26条に基づく使用水量の計量、料金の算定及び料金の徴収(以下「検針等」という。)を実施するうえで必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共用栓 共用の散水栓、廃棄物置場用の水栓、集会場用の水栓、私設消火栓、防火水槽用水栓その他これらに類する水栓
- (2) 区画 共同住宅の内部において固定的な隔壁で明確に区分されている部分であって、構造上1つの住居、店舗、事務所その他の用途として一体的に利用される部分
- (3) 特定区画 区画のうち、下表に掲げるいずれかの区分に該当するもの(貯水槽以下装置の構造上、特定区画の下流側で給水を受けるものを含む。)

区 分	例
旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の適用を受ける用途に供されるもの	ホテル、旅館、簡易宿所又は下宿等
労働基準法(昭和22年法律第49号)第96条又は第96条の2の適用を受ける用途に供されるもの	寄宿舎等
上に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当し、検針等に支障をきたすおそれが高く、当該区画について各戸検針を実施することが適当ではないと管理者が認めるもの ア 2か月以下の期間を単位とする短期賃貸の用途に供されるものその他水道使用者の把握が困難であると管理者が認めるもの イ 構造上、用途上又は利用実態上の制約のため、検針等を迅速、安全かつ容易に行うことが困難であると管理者が認めるもの	短期賃貸用の住居、店舗、事務室、会議室、研修室、学習室、休憩室、宿泊室、飲食室、遊戯室、催事室その他これらに類するもの

- (4) 親メーター 共同住宅の貯水槽以下装置により給水を受ける部分全体の合計使用水量を計量するために貯水槽上流側の給水装置に設置されるメーター
- (5) 子メーター 共同住宅の貯水槽以下装置により給水を受ける各区画及び共用栓のそれぞれの使用水量を計量するために貯水槽以下装置にそれぞれ1つ設置されるメーター。ただし、特定区画が2以上ある場合は、その合計使用水量を計量するために貯水槽以下装置に1つ設置されるメーター
- (6) 各戸検針 共同住宅の貯水槽以下装置により給水を受ける各区画及び共用栓それぞれについて検針等を行うこと。ただし、特定区画が2以上ある場合は、その全体を1つの区画として検針等の対象とする。
- (7) 集中検針 集中検針装置を利用して共同住宅の貯水槽以下装置により給水を受ける各区画及び共用栓それぞれについて検針等を行うこと。ただし、特定区画が2以上ある場合は、その全体を1つの区画として検針等の対象とする。

2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(要件)

第3条 この規程を適用する共同住宅は、次の各号に定める要件に適合していなければならない。

- (1) 共同住宅の貯水槽以下装置により給水を受ける各区画及び共用栓それぞれの使用水量を計量するため管理者が指示する位置に子メーターを1つずつ設置できる構造となっていること。ただし、特定区画が2以上ある場合は、その合計使用水量を計量するため管理者が指示する位置に子メーターを1つ設置できる構造となっていること。なお、管理者が子メーターを設置する必要がないと特に認める部分を除く。
- (2) 共同住宅の貯水槽以下装置により給水を受ける各区画及びすべての共用栓について各戸検針又は集中検針の対象とすること。ただし、特定区画が2以上ある場合は、その全体を1つの区画として各戸検針又は集中検針の対象とすること。
- (3) 貯水槽以下の設備の構造が、管理者が別に定める基準に適合しており、すべての子メーターについて安全かつ容易に検針等並びに設置、撤去、取替、点検、止水栓の開閉その他の維持管理（以下「維持管理等」という。）を行える構造となっていること。
- (4) 集中検針を実施する共同住宅においては、設備所有者の負担により集中検針装置が設置されていること。ただし、管理者が遠隔水道メーター（以下「遠隔メーター」という。）を設置する必要がないと特に認める部分を除く。
- (5) 貯水槽以下装置で供給される水は、管理者が給水する水のみを水源とするものであること。
- (6) 検針等又は維持管理等を行う経路上に鍵の開錠又は管理人の立会い（以下「開錠等」という。）が必要となる門扉、柵その他これらに類するもの（以下「門扉等」という。）が設置されていないこと。ただし、やむを得ず開錠等が必要となる門扉等を設置する場合は、次に定める要件に適合していること。
  - ア 開錠等を要する門扉等は1箇所のみとすること。ただし、開錠等を要する門扉等を2箇所以上設けることが特に必要と管理者が認める場合を除く。
  - イ 鍵の開錠は、暗証番号の入力のみにより行うことができ、かつ専用の開錠鍵を要さないものに限るものとする。ただし、管理者が特に認める場合を除く。
  - ウ 開錠等は迅速、安全かつ容易に行うことができること。

（申請者）

第4条 管理者に対する共同住宅の各戸検針又は集中検針実施の申請は、設備所有者が行うものとする。

（事前協議）

第5条 設備所有者が共同住宅について各戸検針の実施を申請しようとするときは、条例第5条及び大野城市水道事業給水条例施行規程（平成10年企管規程第5号。以下「施行規程」という。）第2条第1項の規定に基づく給水装置工事の申込み（以下「工事申込」という。）の前に、貯水槽式共同住宅における各戸検針の実施に関する事前協議申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて管理者と事前協議を行い、管理者の承認を得なければならない。

2 設備所有者が共同住宅について集中検針の実施を申請しようとするときは、工事申込の前に、貯水槽式共同住宅における集中検針の実施に関する事前協議申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて管理者と事前協議を行い、管理者の承認を得なければならない。

3 設備所有者は、前2項の協議にあたり、共同住宅の貯水槽以下の設備要件等について、管理者が別に定める基準に適合していることを確認し、管理者へ書面により報告しなければならない。

4 設備所有者は、前3項の書類を各2部ずつ作成し、管理者へ提出しなければならない。

5 設備所有者は、管理者が事前協議の回答を行う上で必要と認めるときは、管理者の共同住宅の現況調査に協力し、管理者が求める資料を提出しなければならない。

6 管理者は、第1項又は第2項の協議が完了したときは、その旨を設備所有者に対し回答するものとする。

（申請手続）

第6条 設備所有者が共同住宅について各戸検針の実施を申請しようとするときは、条例第5条及び施行規程第2条第1項の規定に基づく給水装置工事申込書（以下「工事申込書」という。）に貯水槽式共同住宅における各戸検針実施申請書兼誓約書（様式第3号）及び必要な書類を添えて管理者に申請しなければならない。

- 2 設備所有者が共同住宅について集中検針の実施を申請しようとするときは、工事申込書に貯水槽式共同住宅における集中検針実施申請書兼誓約書（様式第4号）及び必要な書類を添えて管理者に申請しなければならない。
- 3 設備所有者は、前2項の申請にあたり、条例第23条に基づき管理者が定めるメーターの計量のための6期の定例日のうち、いずれかの期の初日を各戸検針又は集中検針の開始を希望する日（以下「検針等開始希望日」という。）として指定しなければならない。
- 4 設備所有者は、既設共同住宅について第1項又は第2項の申請を行うときは、既設共同住宅における入居状況等報告書兼誓約書（様式第5号）により、入居状況等の報告を行うとともに、各戸検針又は集中検針の開始および円滑な実施のため、管理者と十分に協議調整し、管理者の指示に従い、十分に協力することを誓約しなければならない。
- 5 設備所有者は、第1項の申請を第7条第1項に係る竣工検査予定日の120日前までに行わなければならない。

一部改正〔平成20年企管規程第1号〕

- 6 設備所有者は、第1項及び第2項の申請並びに関連する工事その他の付随する事務を大野城市指定給水装置工事事業者に行わせるものとする。

（竣工検査申込等）

第7条 設備所有者は、前条第1項に係る工事が完了したときは、速やかに竣工図書に必要な書類を添えて竣工検査の申込みを行うものとする。

- 2 管理者は、前項の申込みを受けたときは、申込みを受理する前に、書類審査及び現地確認を必要に応じて行うものとする。
- 3 管理者は、前項の書類審査及び現地確認により竣工検査を行うことができると認めるときは、第1項の申込みを受理するものとする。
- 4 管理者は、前項の受理を行ったときは、竣工検査の前に、管理者のメーターを設備所有者に貸与し、管理者が指示する位置に子メーターとして設置させるものとする。
- 5 設備所有者は、前条第2項に係る工事が完了したときは、速やかに竣工図書に必要な書類を添えて竣工検査の申込みを行うものとする。
- 6 管理者は、前項の申込みを受けたときは、申込みを受理する前に、書類審査及び現地確認を必要に応じて行うものとする。
- 7 管理者は、前項の書類審査及び現地確認により竣工検査を行うことができると認めるときは、第5項の申込みを受理するものとする。
- 8 管理者が前項の受理を行ったときは、設備所有者は、竣工検査の前に、自己の負担により遠隔メーターを調達し、管理者が指示する位置に子メーターとして設置しなければならない。
- 9 第4項及び第8項の子メーターの設置に要する費用は設備所有者の負担とする。
- 10 設備所有者は、第1項又は第5項の竣工検査の申込みにあたり、共同住宅の貯水槽以下の設備要件等について、管理者が別に定める基準に適合していることを自主検査により確認し、管理者へ書面により報告しなければならない。

（管理人の選定）

第8条 設備所有者は、前条第1項又は第5項の竣工検査の申込みを行うときは、共同住宅の水道使用に関する事項に対応するため、管理人を選定して管理者に届け出なければならない。

（竣工検査の実施及び各戸検針等の実施の承認）

第9条 管理者は、第7条第1項に係る竣工検査を行い、その結果各戸検針を実施することができることを認めるときは、各戸検針の実施を承認し、各戸検針を開始するものとする。

- 2 管理者は、第7条第5項に係る竣工検査を行い、その結果集中検針を実施することができることを認めるときは、集中検針の実施を承認し、集中検針を開始するものとする。
- 3 設備所有者は、検針等開始希望日から各戸検針又は集中検針を受けるためには、検針等開始希望日の14日前までに前2項の承認を受けなければならない。

（子メーターの管理）

第10条 水道使用者等は、子メーターを常に清潔に保管し、検針等及び維持管理等を安全か

つ容易に行えるよう保たなければならないものとし、検針等及び維持管理等の支障となるような物を置き、又は工作物を設けてはならない。

( 管理人等の責務 )

第11条 設備所有者及び管理人(以下「管理人等」という。)は、次の各号に掲げる事項の履行につき責務を負うものとする。

- (1) 検針等又は維持管理等を行う経路上に開錠等を要する門扉等を設置する場合は、第7条第1項又は第5項の竣工検査の申込みの際、検針等又は維持管理等の際開錠等を要する門扉等の開錠等の方法に関する(変更)届(様式第6号)により、無償で管理者に開錠するための暗証番号を教示し、開錠鍵を貸与し、又は立会いを行い、管理者による検針等又は維持管理等を支障なく行わせること。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出ること。
  - ア 各区画又は共用栓の水道使用者の変更があったとき。
  - イ 設備所有者を変更するとき。
  - ウ 貯水槽以下装置の増設、改造、撤去その他の変更を行うとき。
- (3) 各区画又は共用栓の水道使用者に対し、子メーター及びメーター室の適正管理義務を周知徹底し、必要な指導を行うこと。
- (4) 共同住宅の構造その他の理由により管理者の検針等又は維持管理等に支障が生じた場合、管理者と協議を行い、直ちに必要な措置を講じること。
- (5) 各戸検針を行う共同住宅において管理者が子メーターの取替えを行うとき、取替作業及び一時断水に協力し、並びに各水道使用者に対し周知徹底及び協力要請をすること。
- (6) 条例第38条の規定に基づき貯水槽以下装置及びそれにより供給される水の水質保持のための措置及び貯水槽以下装置の清掃、修理その他の維持管理を責任をもって行うこと。
- (7) 親メーターよりも下流側の給水装置及び貯水槽以下装置に漏水その他の不具合が発生したときは、直ちに自己の負担によりその修理を行うとともに、それにより生じた損害を負担すること。
- (8) 集中検針を行う共同住宅において、次に掲げる事項に関すること。ただし、イに掲げる事項の履行については、設備所有者がその責務を負うものとする。
  - ア 遠隔メーターを含む集中検針装置が故障したとき又は不具合が生じたときに速やかに取替えを自己の負担により行うこと。
  - イ 計量法施行令(平成5年政令第329号)別表第3に定める有効期間満了を迎える都度、遠隔メーターの取替えを自己の負担により行うこと。
  - ウ 集中検針に支障が生じないよう、常に集中検針装置の維持管理を行うこと。
  - エ 集中検針装置を無償で管理者に使用させること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、管理者の業務遂行に支障をきたさないように協力すること。

( 遠隔メーターの設置及び取替えに係る費用負担 )

第12条 管理者は、第7条第8項の規定による遠隔メーターの設置又は前条第8号イの規定による遠隔メーターの取替えを行った設備所有者に対し、別に定めるところにより、助成するものとする。

( 貯水槽以下装置の立入検査 )

第13条 管理者は、必要に応じて貯水槽以下装置の立入検査を行うことができるものとし、検査の結果、当該貯水槽以下装置に不備又は不具合が認められる場合は、管理人等に対し、当該貯水槽以下装置の改善を指示することができる。

2 管理人等は、前項の立入検査に協力するとともに、改善の指示を受けたときは、自己の負担により速やかに必要な措置を講じなければならない。

( 料金相当額の徴収 )

第14条 管理者は、親メーターの水量が、子メーターの水量の総和より多い場合は、管理人等から、その水量差分に対する料金相当額を徴収するものとする。ただし、管理者が特に

認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定により料金相当額を徴収する場合の徴収方法は、管理者が別に定める。

(貯水槽の清掃の場合の料金相当額の徴収)

第15条 貯水槽の清掃に水を使用する場合において、子メーターにより計量できない水量については、その都度親メーターを計量し、その水量分に対する料金相当額を管理人等から徴収するものとする。

2 前項の規定により料金相当額を徴収する場合の徴収方法は、管理者が別に定める。

(各戸検針の中止)

第16条 管理者は、設備所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、各戸検針を中止することができる。

(1) 設備所有者が、貯水槽式共同住宅における各戸検針(集中検針)中止申請書(様式第7号)により、各戸検針又は集中検針の中止の申請を行ったとき。

(2) この規程その他の定め違反し、管理者から是正の指示を受け、正当な事由なく直ちに是正しないとき。

(3) 前2号のほか、管理者が各戸検針を中止することが必要と認めたととき。

2 前項の規定により各戸検針を中止した場合、管理者は、以後、子メーターによる検針等を行わず、親メーターのみにより検針等を行い、その料金は、設備所有者から徴収するものとする。

3 前2項の規定により各戸検針を中止した場合において、設備所有者に損害が生じて、管理者はその責を負わない。

(各戸検針中止の場合の子メーター等の取扱い)

第17条 各戸検針を中止された場合は、設備所有者は管理者の子メーターを速やかに管理者に返戻しなければならない。この場合において、管理者の子メーターを返戻し、各区画及び共用栓に給水できるように必要な措置を施すための費用は設備所有者の負担とする。

2 共同住宅の全部又は一部を取り壊す場合にあっては、設備所有者は管理者の子メーターを速やかに管理者に返戻しなければならない。この場合において管理者の子メーターを返戻する費用は設備所有者の負担とする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則(平成19年企管規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、平成20年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の大野城市水道事業における集合住宅の戸別検針及び徴収に関する実施規程(以下「旧規程」という。)に基づき集中検針を実施している共同住宅については、この規程による改正後の大野城市共同住宅における各戸検針等実施規程(以下「新規程」という。)に定める要件に適合しているものとみなす。ただし、これらの共同住宅について集中検針の対象となっている部分を改造し、又は集中検針から各戸検針へ切替えの申請を行うときは、新規程の規定により、管理者の承認を得なければならない。

附 則(平成20年企管規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日(以下「施行期日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の大野城市共同住宅における各戸検針等実施規程第6条第5項の規定は、施行日以後に同規程第5条第1項の事前協議を行うものについて適用し、同日前に事前協議を行ったものについては、なお従前の例による。